

花壇設置助成制度

花で満たされた潤いのあるまちづくりを推進するため、道路沿いに新たに花壇を設置する方を助成します。

助成対象者

- ・ 助成の対象者は、本市内において建築物を所有し、又は使用する者で、新たに接道部に花壇を設置する者

※以下は対象外

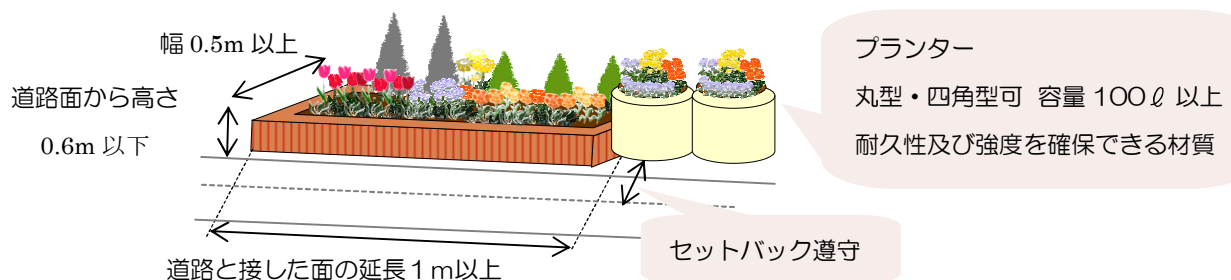
- ・ 販売を目的として所有する建物敷地の接道部及び隣地境界部に花壇を設置する者
- ・ 市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続き及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例（平成 13 年 12 月 27 日条例第 35 号）の規定に基づく緑化施設として花壇を設置する者
- ・ 既存の花壇を造り替える者

助成条件

【地植え花壇の場合】	【プランター花壇の場合】
<ul style="list-style-type: none">・ 道路と接した面の延長 1.0m以上・ 幅 0.5m以上・ 高さ 道路面から 0.6m以下	<ul style="list-style-type: none">・ 容量100ℓ以上（原則）・ 耐久性及び強度を確保できる材質（FRP※1、GRC※2、これに類するもの。ただし、プラスチックプランターは除く。）・ 長形が道路と接すること
※全て外形寸法	
・ 合計面積1.0㎡以上（外形寸法） ※地植え花壇とプランター花壇を両方併せて合計面積としても可	
○建築基準法第42条第2項などの後退距離を遵守した位置に設置すること	
○道路境界と花壇の間にフェンス・塀等の花壇等を遮るものがないこと。また、フェンス等を設置する場合は、花壇より敷地側に限る	
○標識を設置すること	
○花壇の設置後、3年間は良好な状態で管理し、毎年12月末日までに管理状況報告書を提出すること	

FRP※1：ガラス繊維強化プラスチック

GRC※2：ガラス繊維強化セメント



助成対象費用及び助成金額

下記の表の区分により算定した額の合計、または助成対象経費（申請者の見積額）の総額に2分の1を乗じて得た額のいずれか小さい額とする（上限15万円）

対象となる経費	補助額
1. 地植え花壇新設費 （材料費、用土肥料費、施工費、資材等の運送・配送費※ ¹ ）	15,000円/m ²
2. プランター花壇新設費 （材料費、用土肥料費、施工費、資材等の運送・配送費※ ¹ ）	5,000円/基
3. 種苗費※ ²	1,500円/m ²
4. 既存ブロック塀等の撤去費※ ³	5,000円/m

※¹ 申請者自ら設置する場合は材料費等の購入費実費分のみ。設計費や灌水施設設置費、付随修景施設設置費など花壇等の新設に直接関わらない経費は対象外。

※² 当事業により助成条件に適合した花壇を新設する者に限る。

※³ 「市川市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金」の交付を受ける場合は対象外。

